

## 全国&全東京対象の特許等助成金の申請要件

2024年3月現在

頻繁に変更されるのでご注意ください

### 全国対象の助成金

#### 弁理士会「特許出願等援助制度」

提供者	日本弁理士会
助成対象	(国内)特許、実用新案、意匠、商標出願  対象外: ・外国出願、分割出願、PCT国際出願 ・新規性喪失の例外の利用をした出願 ・出願済みのもの
申請者	個人: 本人と配偶者の援助申請時の年収額(賞与を含む)の合計が下記基準以下の場合 <a href="#">[別表1]特許出願等援助規則施行細則</a>  中小企業: (a)設立から7年以内であって、直近の年間純利益が500万円を超えない、 (b)設立から7年を超え、かつ直近の年間純利益がゼロ円以下であり、特許出願等の手続費用を支払うと会社の経営が困難になる場合 <sup>1</sup>  大学、TLO: 特許出願等の手続費用を支払うことが困難な場合
申請時期	出願前
助成金	特許出願…最大15万円 実用新案登録出願…最大10万円 意匠登録出願…最大7万円 商標登録出願…最大5万円
注意事項	・回数制限: 申請は、同一会計年度内で2件まで 援助は、同一会計年度内で1件まで ・申請者: 申請者と願書に記載された出願人とは完全同一 ・不採択になっても、内容調整後再度申請可能 ・他の助成制度と同時利用不可(外国出願向けの助成と同時利用可) ・採択率:30%ほど (出所: <a href="#">弁理士白書第4編 日本弁理士会の活動状況</a> )
公式HP	<a href="#">特許出願等援助制度   日本弁理士会</a>

## JST「知財活用支援事業(権利化支援)」

提供者	JST(国立研究開発法人科学技術振興機構)
助成対象	PCT国際出願の ・PCT出願段階、国内移行段階(日本への移行費用を除き)
申請者	大学等に限る(国公私立大学、承認TLO、大学共同利用機関、高等専門学校)
申請時期	通年、ただし、 ・PCT出願支援申請は、最先の優先日の6ヶ月後 ・指定国移行支援申請は、優先日から24ヶ月後
助成金	対象経費の8割
注意事項	・件数制限:毎年30件以内 ・毎年4月、募集要項(要件等)が更新される
公式HP	<a href="#">権利化支援 概要:知財活用支援事業</a>

## ジェトロ「外国出願費用の助成」

提供者	ジェトロ(日本貿易振興機構)
助成対象	(外国)特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願
申請者	<b>中小企業:</b> <u><a href="#">中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号</a></u> までに規定された要件に該当する企業 (法人格を有しない個人事業者を含む) (地域団体商標については、事業共同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む)
申請時期	<b>中小企業者で構成されるグループ:</b> グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者
申請時期	国内出願後、外国出願前 例年、5月から第1回募集、7月から第2回募集、9月から第3回募集
助成金	<b>対象経費:</b> 採択可否通知後、実績報告書提出締切日まで <b>助成率:</b> 対象経費の2分の1以内 <b>上限額:</b> • 1中小企業者あたり300万円以内 • 1申請案件あたり: 特許 150万円 実用新案、意匠、商標 60万円 冒認対策商標 30万円
注意事項	• 1種別あたり5案件まで • 令和5年度東京範囲で特許33件を採択 (出所: <a href="#">令和5年度採択事業者リスト</a> )
公式HP	<a href="#">外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)</a>

## ジェトロ「外国出願審査請求費用の助成」

提供者	ジェトロ(日本貿易振興機構)
助成対象	<a href="#">特許庁の外国出願補助金</a> を利用した外国特許出願に限る
申請者	<b>中小企業:</b> <a href="#">中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号</a> までに規定された要件に該当する企業 (法人格を有しない個人事業者を含む)
	<b>中小企業者で構成されるグループ:</b> グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者
申請時期	外国出願後、外国特許庁へ審査請求前(審査請求期間内) 例年、6月から募集開始
助成金	<b>対象経費:</b> 交付決定日から実績報告書提出まで発生した下記経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国特許庁への審査請求料</li> <li>・審査請求と同時に行う補正費用</li> <li>・審査請求に要する国内代理人・現地代理人費用</li> <li>・審査請求に要する翻訳費用</li> </ul> <b>助成率:</b> 対象経費の2分の1以内 <b>上限額:</b> 1事業者あたり60万円以内 審査請求書1件に対する20万円
公式HP	<a href="#">外国出願「審査請求」費用の助成(中小企業等外国出願中間手続支援事業)</a>

## ジェトロ「外国出願中間応答費用の助成」

提供者	ジェトロ(日本貿易振興機構)
助成対象	<a href="#">特許庁の外国出願補助金</a> を利用した外国特許出願に限る 下記から「拒絶理由通知」を受領している案件に限る <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国特許商標庁(USPTO)</li> <li>・欧州特許庁(EPO)</li> <li>・中国国家知識産権局(CNIPA)</li> <li>・韓国特許庁(KIPO)</li> </ul> (欧州調査報告への応答を含む) 「新規性」、又は「進歩性」が指摘された案件に限る
申請者	<b>中小企業:</b> <a href="#">中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号</a> までに規定された要件に該当する企業 (法人格を有しない個人事業者を含む)
	<b>中小企業者で構成されるグループ:</b> グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者

申請時期	拒絶理由通知受領後、応答前(拒絶理由通知の指定期間中) 例年、6月から募集開始
助成金	<p><b>対象経費:</b>交付決定日から実績報告書まで発生した下記経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間応答(意見書、補正書、その他各国が求める資料の提出)に係る手数料</li> <li>・中間応答要する国内代理人・現地代理人費用</li> <li>・中間応答に要する翻訳費用</li> </ul> <p><b>助成率:</b>対象経費の2分の1以内</p> <p><b>上限額:</b> 1事業者あたり30万円以内</p>
注意事項	同一案件の各国について複数の申請を行うことはできますが、1カ国・地域ごとに申請書を作成する必要があります
公式HP	<a href="#">外国出願「中間応答」費用の助成(中小企業等外国出願中間手続支援事業)</a>

## 全東京対象の助成金

### 東京都「外国特許出願費用助成事業」

提供者	東京都知的財産総合センター
助成対象	外国特許出願 (その他、実用新案、意匠、商標出願対象の助成金あり)
申請者	中小企業者(会社及び個人事業者): <a href="#">令和5年度 外国特許出願費用助成金【募集要項】</a> 中小企業団体 一般社団・財団法人
申請時期	例年、5月から第1回募集、10月から第2回募集
助成金	<p><b>対象経費:</b>同年4月1日から、2年8か月後まで</p> <p><b>助成率:</b>対象経費の1／2以内</p> <p><b>上限額:</b>400 万円 (ただし、出願に要する経費のみの場合は、300 万円)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回数制限: 同一年度の交付決定は、一中小企業者等につき一件</li> <li>・他の助成制度と同時利用不可</li> <li>・平成28年度で特許20件を採択 (出所: <a href="#">東京都における知財活動の概要</a>)</li> </ul>
公式HP	<a href="#">外国特許出願費用助成事業   東京都知的財産総合センター</a>